

## 処分の公表

令和5年11月22日に開催された理事会において、下記の会員について会則第23条第1項第3号の処分が決定されましたので、会則施行規則第23条により公表いたします。

被処分者 松盛正治（練馬支部）

処分年月日 令和5年11月22日（理事会決議日）

処分内容 廃業の勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。）  
（東京都行政書士会会則第23条第1項第3号）

処分理由 （違反している規則、会則）

- 一 行政書士法第6条の4（変更の登録）
- 二 行政書士法第13条（会則遵守の義務）
- 三 東京都行政書士会会則第18条第1項（会員の責務等）
- 四 日本行政書士会連合会会則第44条第1項（変更登録の申請）
- 五 東京都行政書士会会則第13条（変更）

被処分者は、事務所所在地や住所を移転しているにもかかわらず、変更登録の手続きを行わないのは行政書士法、日本行政書士会連合会会則、東京都行政書士会会則違反である。

また、再三の変更登録申請の要請に応じないことから、行政書士としての法令遵守意識が極めて希薄であり、今後も改められる可能性は少ないと認められる。

以上の理由から上記の処分を科す。